

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

○平成二十四年度宮城県准看護師試験の実施	（医療整備課）	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（障害福祉課）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（畜産課）	二
○飼料試験結果の公表	（森林整備課）	三
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（防災砂防課）	三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（都市計画課）	三
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	（北部地方振興事務所）	四
○土地改良区役員の就任の届出	（同）	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出（二件）	（同）	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（契約課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（警察本部会計課）	五
教育委員会		
○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則		七
○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則		八
○県立中学校学則の一部を改正する規則		八
公安委員会		
○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則		九
収用委員会		
○国道四十五号苦竹事件裁決手続開始決定		九
○国道四十五号苦竹事件審理の開始		一〇

正 誤

○宮城県公報平成二十四年号外第四二号中

告 示

○宮城県告示第八百三十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十四年度宮城県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験期日

平成二十五年二月十三日（水）

午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

仙台市泉区天神沢二丁目一番一号 東北学院大学泉キャンパス

三 受験願書受付期間

平成二十四年十一月二十六日（月）から同年十一月三十日（金）まで（当日消印有効）

四 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

○宮城県告示第八百四十号

宮城県保健福祉部医療整備課看護班（電話〇二二・二二一・二六一五）

○宮城県告示第八百四十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五二一〇〇四〇六	こじか園 登米市中田町上沼字 大柳百十七番地二	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	社会福祉法人 恵泉会	平成二十四年 十月一日

○宮城県告示第八百四十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ

び入業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一一二〇〇三三	若草園 登米市東和町米川字 町裏百二十番地一	短期入所	社会福祉法人 惠泉会	平成二十四年 十月一日
〇四一一二〇〇四一	若生園 登米市東和町米川字 西網木二十四	短期入所	社会福祉法人 惠泉会	平成二十四年 十月一日
〇四一一二〇〇六六	特別養護老人ホーム 迫風園 登米市迫町北方字大 洞五十六番地六	短期入所	社会福祉法人 惠泉会	平成二十四年 十月一日
〇四一一二〇〇七四	特別養護老人ホーム	短期入所	社会福祉法人	平成二十四年

安全性に関する検査

平成24年 8月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社エフ・アイ 一・工久築館製造工 場 奥原市	同左	和牛繁殖用きのこ 菌床混合飼料	牛ごのみ	H24.8	重 金 属 - 鉛 , 水 銀 , カドミウム	無
朝日精麦株式会社 登米市	同左	和牛育成用混合飼料	こたわり育成	H24.8	重 金 属 - 鉛 , 水 銀 , カドミウム	無

栄養成分に関する検査

平成24年 8月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)月	試験結果の概要							違反の内容					
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 窒素性 窒素 %		水溶性 窒素 %	ペクチ ン消化 率 %	T D N %	M E kcal/ kg	その他 の検査
株式会社サイボク飼 料	同左	肥育用 5	H24.8	14.4	3.4	0.62	0.36	2.5	3.8							無

〇四一一二〇〇八二	南風園 登米市南方町高石六 番地四十三	短期入所	社会福祉法人 惠泉会	平成二十四年 十月一日
〇四一一二〇〇七三	すけつとホーム 登米市石越町南郷字 小谷地前一番地一	短期入所	医療法人財団 姉齒松風会	平成二十四年 十月一日

○宮城県告示第八百四十二号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七
項の規定により、平成二十四年八月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。
平成二十四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

理組合の事業計画の変更について認可した。
平成二十四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市三色吉字鶴五番地の一

三 設立認可の年月日

平成十一年十一月四日

四 変更認可の年月日

平成二十四年十月二十二日

○宮城県告示第八百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十四年九月二十日	千坂 一郎	加美郡加美町平柳字六兵衛二番地一	理事

○宮城県告示第八百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
-------	-----	-----	-----

二 退任した者

平成二十四年九月三日	千 葉 榮	大崎市鹿島台広長字内ノ浦八百十五番地四	理事
平成二十四年九月三日	千 葉 俊 和	黒川郡大郷町山崎字日月堂十四番地	理事
平成二十四年九月三日	佐 々 慎 一	宮城県松島町竹谷字弥勒堂六十九番地一	理事
平成二十四年九月三日	若 生 碓	黒川郡大郷町大松沢字鶴田山六十番地	理事
平成二十四年九月三日	佐 藤 好 治	黒川郡大郷町粕川字新長沼三十八番地一	理事
平成二十四年九月三日	斎 藤 頼 雄	黒川郡大郷町土橋字宮林畑四十一番地	理事
平成二十四年九月三日	角 田 正 人	大崎市鹿島台大迫字十八騎十五番地	理事
平成二十四年九月三日	山 口 文 博	大崎市鹿島台大迫字下志田七百番地二	理事

平成二十四年九月二日	退 任 年 月 日	氏 名	住 所	役職名
平成二十四年九月二日	千 葉 榮	千 葉 榮	大崎市鹿島台広長字内ノ浦八百十五番地四	理事
平成二十四年九月二日	千 葉 俊 和	千 葉 俊 和	黒川郡大郷町山崎字日月堂十四番地	理事
平成二十四年九月二日	佐 々 慎 一	佐 々 慎 一	宮城県松島町竹谷字弥勒堂六十九番地一	理事
平成二十四年九月二日	若 生 碓	若 生 碓	黒川郡大郷町大松沢字鶴田山六十番地	理事
平成二十四年九月二日	角 田 正 人	角 田 正 人	大崎市鹿島台大迫字十八騎十五番地	理事
平成二十四年九月二日	山 口 文 博	山 口 文 博	大崎市鹿島台大迫字下志田七百番地二	理事
平成二十四年九月二日	赤 間 長 男	赤 間 長 男	宮城県松島町幡谷字新田十二番地	理事
平成二十四年九月二日	斎 藤 照 雄	斎 藤 照 雄	大崎市鹿島台木間塚字大谷地百八十三番地二	理事
平成二十四年九月二日	吉 田 千 代 志	吉 田 千 代 志	大崎市鹿島台広長字中道西三十八番地	理事
平成二十四年九月二日	佐 々 木 定 義	佐 々 木 定 義	黒川郡大郷町粕川字新十二番地	理事

平成二十四年九月二日
千坂 昇
黒川郡大郷町中村字西要害十六番地
理事

○宮城県告示第八百四十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐幸

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年十月四日	小畑 昭夫	宮城県松島町竹谷字保手崎五十八番地	監事
平成二十四年十月四日	高橋 文夫	黒川郡大郷町柏川字的場二番地	監事
平成二十四年十月四日	斎藤 照雄	大崎市鹿島台木間塚字大谷地百八十三番地二	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年十月三日	小畑 昭夫	宮城県松島町竹谷字保手崎五十八番地	監事
平成二十四年十月三日	板垣 勝	大崎市鹿島台大迫字下志田五百五十一番地一	監事
平成二十四年十月三日	相澤 勲男	黒川郡大郷町大松沢字明神沢六番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車（三七級）二台・溶液供給装置一基

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十四年十月十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社KCMJ 兵庫県加古川市平岡町土山五百九番一号

五 落札金額 三千六百九十六万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十四年八月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 研修用システム賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十五年二月一日から平成三十年一月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までには宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記

入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年十一月二十日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七二七、内線二二三)

2 入札説明書等の交付期限

平成二十四年十一月七日(水)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年十一月二十日(火)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間

において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十四年十二月五日(水)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年十二月六日(木)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十二条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百二十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Item/Service Required : Lease of system for workshop-1 set
- 2 Duration of Contract : February 1, 2013 to January 31, 2018
- 3 Location : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters and other places
- 4 Bid Deadline : December 5, 2012, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext 2232

教育委員会

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二十六日

宮城県教育委員会

委員長 庄子晃子

○宮城県教育委員会規則第七号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則(昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表宮城県立光明支援学校の項中

五四
五四
六三

を

六七	五四	五四
----	----	----

に改め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中

一一	一四	一四
----	----	----

を

一一	一一	一四
----	----	----

に改め、同表宮城県立石巻支援学校の項中

二七	三八	二七
----	----	----

を

三五	二七	三八
----	----	----

に改め、同表宮城県立気仙沼支援学校の項中

三〇	二四	二七
----	----	----

を

二七	三〇	二四
----	----	----

に改め、同表宮城県立名取支援学校の項中

五〇	五七	四九
----	----	----

を

四一	五〇	五七
----	----	----

に改め、同表宮城県立角田支援学校の項中

二七	三〇	二七
----	----	----

を

二七	二七	三〇
----	----	----

に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

二七	一九	二七
----	----	----

を

三三	二七	一九
----	----	----

に改め、同表宮城県立金成支援学校の項中

三三	一九	一六
----	----	----

を

一一	一一	一九
----	----	----

に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

三一	二七	三八
----	----	----

を

二七	三一	二七
----	----	----

に改め、同表宮城県立船岡支援学校の項中

一九	二〇	二〇
----	----	----

を

二〇	一九	二〇
----	----	----

に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中

二二	二八	一九
----	----	----

を

一四	二二	二八
----	----	----

に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

四六	六二	五九
----	----	----

を

三八	四六	六二
----	----	----

に改め、同表宮城県立支援学校岩沼高等学園の項中

四〇	四八	四〇
----	----	----

を

四〇	四〇	四八
----	----	----

に改める。

附 則
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二十六日

宮城県教育委員会
委員長 庄子晃子

○宮城県教育委員会規則第八号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「宮城県米谷工業高等学校」を削る。

別表第一第一号の表宮城県泉高等学校の項中

二四〇	二四〇	二八〇
-----	-----	-----

を

二四〇	二四〇	二四〇
-----	-----	-----

に改め、同表宮城県米谷工業高等学校の項中

機械システム	三年	男女	四〇	四〇	四〇
電気システム	三年	男女	四〇	四〇	四〇
情報技術科	三年	男女	四〇	四〇	四〇
自動車科	三年	男女	四〇	四〇	四〇

を

機械システム	三年	男女	四〇	四〇	四〇
電気システム	三年	男女	四〇	四〇	四〇
情報技術科	三年	男女	四〇	四〇	四〇

に改め、同表宮城県一迫商業高等学校の

項中

流通経済科	三年	男女	四〇	四〇
会計科	三年	男女	四〇	四〇
情報処理科	三年	男女	四〇	四〇

を

流通経済科	三年	男女	四〇	四〇	四〇
情報処理科	三年	男女	四〇	四〇	四〇

に改め、同表宮城県柴田高等学校の項中

二一〇	二一〇	一六〇
-----	-----	-----

を

二一〇	二一〇	二一〇
-----	-----	-----

に改め、同表宮城県女川高等学

校の項中

—	八〇	八〇
---	----	----

を

—	—	八〇
---	---	----

に改める。

別表第一第一号の表宮城県石巻北高等学校の項中

二〇〇	二〇〇	二四〇
-----	-----	-----

を

二〇〇	二〇〇	二〇〇
-----	-----	-----

に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二十六日

宮城県教育委員会
委員長 庄子晃子

○宮城県教育委員会規則第九号

県立中学校学則の一部を改正する規則

県立中学校学則（平成十六年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

公安委員会

別表宮城県仙台市華中学校の項中 「 〇 〇 〇 〇 〇 〇 」 を

「 一〇五 八〇 八〇 」 に改め、別表宮城県古川緑明中学校の項中 「 八〇 八〇 八〇 」 を 「 一〇五 八〇 八〇 」 に改める。

様 面
 上の様面は、平成二十五年四月一日から適用する。

○宮城県公安委員会規則第5号
 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成24年10月26日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則
 宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
 第3条第1項の表中

「 県 民 広 報 課 」 を 「 広 報 相 談 課 」 に改

め、同条第4項の表中 「 県 民 広 報 課 」 を 「 広 報 相 談 課 」 に改める。

第5条県民広報課の項中「県民広報課」を「広報相談課」に改め、同項第2号中「警察安全」を削る。

第17条第1項の表中

学 校 副 校 長	学校長の命を受け、学校の事務を分掌し、学校長を補佐するほか、学校長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。
-----------	--

を

学 校 副 校 長	学校長の命を受け、学校の事務を分掌し、学校長を補佐するほか、学校長が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。
広報相談課 相談調査官	広報相談課長の命を受け、相談及び苦情に関する調査等に関する事務を掌理し、広報相談課長を補佐する。ただし、総務部長から特別に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。

に改

め、同条第6項の表中

県民広報課 相談指導官	県民広報課長の命を受け、県民広報課の所掌事務のうち警察安全相談及び苦情に関する事務を掌理し、県民広報課長を補佐する。ただし、総務部長から特別に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。
-------------	---

を

広報相談課 相談指導官	広報相談課長の命を受け、広報相談課の所掌事務のうち相談及び苦情に関する事務等を掌理し、広報相談課長を補佐する。ただし、総務部長から特別に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。
-------------	--

に改

める。
 第18条第3項の表中「施設係、管財係及びび舎管理係」を「施設管理係、管繕係及び管財係」に改める。

附 則

この規則は、平成24年11月12日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会規則第六号
 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在「地番」「地目」「地積」等

平成二十四年十月二十六日

宮城県収用委員会

- 一 収業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 一 愛知県四十五号の収用事業
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在「地番」「地目」「地積」等
土地の所在 宮城県仙台市宮城野区苦竹一丁目

地番	地目		登記簿	実測	収用しようとする面積
	登記簿	現況			
一六五番一	宅地	宅地	二、六五九・〇二平方メートル	二、六四四・二四平方メートル	一〇四・五〇平方メートル
一八二番三	宅地	宅地	四・五八平方メートル	六・一七平方メートル	〇平方メートル
一九七番二	宅地	宅地	二〇・七三平方メートル	一九・〇〇平方メートル	〇平方メートル

四 土地所有者(区分所有者)

裁判手続の開始を決定した土地に存する一棟の建物(ウエストパレス)の区分所有者

持分八、五〇六分の三五 株式会社松山 代表取締役 松山 且成
持分八、五〇六分の八三 高橋 隆一

土地収用法第百三十六条第一項の規定により、ウエストパレス管理組合理事長高橋勲を代理人とする二二〇名

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

七十七信用保証株式会社 宮城県仙台市青葉区木町通二丁目一番二号 抵当権
東北総合信用保証株式会社 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一番一号 抵当権
杜の都信用金庫 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目一番二号 抵当権
ファイデアカード株式会社 秋田県秋田市中通三丁目一番三四号 抵当権
独立行政法人住宅金融支援機構 東京都文京区後楽一丁目四番一〇号 抵当権
みずほ信用保証株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目一三番地 抵当権
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 抵当権
S M B C 信用保証株式会社 東京都港区六本木六丁目一番二二号 抵当権
株式会社七十七銀行 宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二〇号 根抵当権
宮城第一信用金庫 宮城県仙台市青葉区中央三丁目五番一七号 根抵当権
ダンロップタイヤ東北株式会社 宮城県仙台市宮城野区扇町一丁目五番三八号 根抵当権
株式会社日本政策金融公庫 東京都千代田区大手町一丁目九番二号 根抵当権

六 裁判手続の開始を決定した年月日

平成二十四年十月十七日

〇宮城県収用委員会告示第七号

国土交通大臣起業の一般国道四十五号改築工事に係る土地収用事件(国道四十五号苦竹事件)について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり審

理を開始する。

平成二十四年十月二十六日

宮城県収用委員会

一日時 平成二十五年一月二十八日(月)午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

正 誤

〇宮城県公報平成二十四年号外第四二二号(平成二十四年十月十八日付け)中

ページ	段	行	正	誤
五	上	七	平成二十四年十月十七日	平成二十四年十月十八日
五	上	二二	平成二十四年十月十七日	平成二十四年十月十八日